法規的告示

○内閣府告示第三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、令和五年度分の補助金等から適用する。

令和八年一月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
母子保健衛生費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は体育館用のもの	四七年
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三四年
			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	
			その他のもの	四一年
			店舗用のもの	三九年
			病院用のもの	三九年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
			公衆浴場用のもの	三一年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四年
			その他のもの	三八年
保育対策事業費補助金				
児童福祉事業対策費等補助金				
児童保護費負担金				
母子家庭等対策費補助金				
障害児入所給付費等負担金				
こども政策推進事業費補助金				
こども家庭行政推進調査事業費補助金				
こども家庭科学研究費補助金				
地域少子化対策重点推進交付金				
児童育成事業費補助金				
児童福祉施設等災害復旧費補助金				
就学前教育・保育施設整備交付金				
保育所等整備交付金				
次世代育成支援対策施設整備交付金				
沖縄振興公共投資交付金				
社会福祉施設等施設整備費補助金				
社会福祉施設等災害復旧費補助金				
私立学校施設整備費補助金				
認定こども園施設整備交付金				
学校施設環境改善交付金				
妊婦のための支援給付事業費補助金				
子どものための教育・保育給付費補助金				
子どものための教育・保育給付交付金				
仕事・子育て両立支援事業費補助金				
子ども・子育て支援交付金				
子ども・子育て支援施設整備交付金				
子ども・子育て支援事業費補助金				
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金				
福島再生加速化交付金				
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの			四一年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの				三八年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの				三八年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの				三六年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの				三四年
公衆浴場用のもの				三〇年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの				
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）				二二年
その他のもの				三四年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	れんが造、石造又はブロック造のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）		三八年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの				三四年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの				三一年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの				三一年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの				二九年
公衆浴場用のもの				二七年